

平成26年(行ケ)第6号 選挙無効請求事件
原告 岩崎 信
被告 宮崎県選挙管理委員会



証拠説明書

平成26年11月4日

福岡高等裁判所宮崎支部 御中

被告指定代理人 後藤田 幸也



証拠番号 (乙)	証拠の標目	作成者	備考
1	決定書	延岡市選挙管理委員会 委員長 緒方 忠久	
2	弁明書	延岡市選挙管理委員会 委員長 緒方 忠久	
3	再弁明書	延岡市選挙管理委員会 委員長 緒方 忠久	

乙第1号証

延岡市選挙管理委員会告示第40号



乙第1号証	から	提出
乙第3号証	まで	

決 定 書

宮崎県延岡市北川町長井4940番地2
異議申出人 岩崎 信

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、平成26年2月10日付けで提起された、平成26年1月26日執行の延岡市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、延岡市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

申出人は、自ら立候補した本件選挙について、当委員会が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反したこと及び選挙の基本理念である自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行があったため、本件選挙を無効とする旨の異議の申出をしたものである。

その理由を要約すると、次のとおりである。

- 1 当委員会は、申出人に対して、ポスターの掲示に関する便宜供与を怠り、ポスター掲示場の設置場所を表示した詳細な図面を交付しなかった。また、ポスターの貼り付けの請負のあっせんをしなかったことは、候補者間に著しい不公平状態を生じさせた。

申出人は、延岡市における選挙で候補者となることは初めてであ

り、掲示板を探し、ポスターを貼る作業も初めてであったことは、選挙管理委員会も周知していながら、この候補者間の不公平状態を解消するために何ら対応をしなかった。

候補者には、多様な個性を有する市民になる可能性があり、個人の特性が尊重される選挙運営がなされなければならないことは、日本国憲法（以下「憲法」という。）第13条（個人の尊重）、第14条（平等保護）及び第31条（適正手続保障）並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第111条の2に違反する（要旨1）。

- 2 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第1項第6号に規定する当委員会に届けられた選挙運動用ビラ（以下「本件選挙運動用ビラ」という。）を新聞折込みにより頒布する際、法定枚数16,000枚の本件選挙運動用ビラに1人で証紙の貼り付け作業をするには、1枚当たり10秒掛かるとすれば、44時間掛かることになり、1週間の法定労働時間を超えることになる。

本件選挙の候補者に対して、このような途方もない単純作業負担を負わせることは非人道的であり、信義則違反、公序良俗違反であり、憲法第13条及び第14条並びに民法第1条の違反である。また、過大な負担を課すことによる表現の自由の侵害であり、検閲であり、憲法第21条の違反である。

このような状態でありながら、当委員会は、申出人に対し、何ら便宜供与をしなかった（要旨2）。

- 3 本件選挙の期日の告示は平成26年1月19日、投票日は同年1月26日であった。法第33条第5項第4号では「少なくとも7日前」と規定されているが、これはやむを得ない事情がある場合のみ7日ということであり、特別な理由がなければ1ヶ月以上とる必要があるものと考えられる。

このように不当に短い選挙期間は、公序良俗違反、信義則違反である。憲法の基本理念である国民主権違反であり、公正な参政権の侵害であり、適正手続違反である。市民が候補者を比較、選択するための十分な時間を与えず、候補者がその政策公約を市民に伝える時間を与えないことは、自由公正な選挙を阻害するものである。（要旨3）

また、同条は、自治体の種類、規模等の違いによって差別しており、差別される自治体の住民の尊厳を侵害するもので、憲法第13条及び第14条の違反である。

- 4 憲法違反である次の選挙制度に基づいて執行された本件選挙は、適正手続に欠き、無効である。



(1) 延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成6年条例第26号。以下「条例」という。）第2条、第6条及び第9条は、憲法第14条に違反するもので、候補者間の不公平を増長するものである（要旨4(1)）。

(2) 法第86条の4において、立候補の届出期間が、選挙の期日の告示日のみに限られているのは、不当な立候補制限であり、期日前投票制度と同様に立候補期間についても1日に制限しない制度を設けていないことは不当である。

当委員会は、全市民に対して立候補の呼びかけを行わなければならないが、それを怠った（要旨4(2)）。

(3) 法第129条、第137条の2、第137条の3、第138条、第142条及び第148条第3項の規定は、いずれも憲法違反であり、表現の自由（市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「国際規約」）第19条、憲法第21条）、参政権の侵害である（要旨4(3)）。

(4) 本件選挙に立候補するための条件として供託金100万円を要求する法第92条は、憲法違反である（要旨4(4)）。

5 1から4までに指摘した事項は、憲法及び国際規約に反する。

6 表現の自由、平等な参政権は、民主主義社会の根幹をなしている自由権である。

7 供託金制度、戸別訪問及びビラ制限は立候補の自由を制限し、表現の自由を制限する選挙制度は廃止されなければならなかった制度である。

以上により、本件選挙は、選挙の基本理念である自由公正の原則が著しく阻害されていたことは明白である。憲法の諸規定、表現の自由が侵害されず、本件選挙が自由公正に行われた場合には、立候補者の数は増えた可能性があり、選挙の結果が異なったことは明らかであるから、本件選挙は無効とすることが相当である。当選人の選出に異動を及ぼすのみならず、申出人の得票数が供託金没収点を超えるか否かの異動を及ぼす可能性が高い。候補者としての基本的な最低限の権利としてのポスター掲示権、ビラの配布権等の不平等な状態が発生しなかった場合には、選挙の結果に異動を及ぼすことは明らかである。

決 定 の 理 由

1 異議の理由（要旨1）について

(1) 申出人は、要旨1において、当委員会が申出人に対して、ポスタ



一の掲示に関する便宜供与を怠ったとしている。

- (2) 法第144条の2第10項の規定において準用する同条第5項後段は、「市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。」と規定しており、令第111条の2は、「市町村の選挙管理委員会は、ポスター掲示場の設置場所を表示した図面を交付し、ポスターのはりつけの請負のあつせんをし、又はポスター掲示場に掲示されたポスターが汚損し若しくは脱落している旨の通報をする等ポスターの掲示に関する便宜の供与に努めなければならない。」と規定している。

ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及び一覧表については、各候補者が届け出に必要な書類等を事前に審査する日(以下「事前審査日」という。)を平成25年12月20日以降に各候補者の準備状況に応じ随時行い、各候補者の事前審査日の最も早い日に交付をしている。

これは、選挙期日の告示日の約1ヶ月前に図面及び一覧表を交付することで、各候補者が設置場所の確認を立候補の届出日の前に済ませることができるように配慮しているものである。

申出人の事前審査日の最も早い日は、平成25年12月25日であった。

この際、申出人には、他候補者と公平に同じ内容の図面及び一覧表を交付しており、また、後日、申出人からの図面の電子データ提供の求めに対しても応じるなど必要な便宜供与に努めており、令第111条の2の規定に違反しているとはいえない。

- (3) したがって、申出人が主張する異議の理由(要旨1)を採用することはできない。

2 異議の理由(要旨2)について

- (1) 申出人は、要旨2において、本件選挙運動用ビラを新聞折り込みにより頒布する際の証紙の貼り付け作業を求めたことを違法としている。
- (2) 本件選挙運動用ビラを頒布する際の手続については、法第142条第7項で、当委員会が交付する証紙をはらなければ頒布することができないと規定されており、当委員会は、当該規定に則った手続を申出人に求めたものであり、また、本件選挙運動用ビラに証紙を貼り付ける作業について、選挙管理委員会が便宜供与を行う義務はない。
- (3) したがって、申出人が主張する異議の理由(要旨2)を採用することはできない。



3 申出の理由（要旨3）について

- (1) 申出人は、要旨3において、7日間という選挙期間は不当に短く法第33条の規定が、憲法に違反していると主張している。
- (2) 選挙の無効の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

この場合において「選挙の規定に違反すること」については、最高裁判所の判決において、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」するものと判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所第二小法廷判決）。

- (3) これをもとに検討すると、要旨3について申出人が選挙無効原因として法の規定が憲法違反であると主張する点は、申出人個人の一意見、考え方を述べているにすぎず、当委員会が法の規定に則って行った今回の選挙の管理執行手續において、明文の規定違反又は選挙の管理執行の手續上での選挙の自由公正の原則への著しい阻害があるとはいえない。
- (4) したがって、申出人が主張する申出の理由（要旨3）を採用することはできない。

4 申出の理由（要旨4(1)）について

- (1) 申出人は、要旨4(1)において、条例第2条、第6条及び第9条の規定について憲法第14条に違反することを主張する。
- (2) 条例第2条、第6条及び第9条は、法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、それぞれ延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における法第141条第1項の自動車の使用、延岡市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラの作成、延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における法第143条第1項第5号のポスターの作成の公営に関し必要な事項を定めたものであり、この条例を定めたことにより、はじめて公費負担の制度を実施することが可能となるものである。

そのため、これらの規定は、申出人が主張するような候補者の不公平を助長するものではない。

また、これら条例第2条、第6条及び第9条のただし書にある「当



該候補者に係る供託物が法第93条第1項の規定により延岡市に帰属することとならない場合に限る。」と公費負担を制限する規定については、その根拠となる法第141条第8項が準ずる同条第7項で、選挙運動のために無料で使用できる自動車は「衆議院又は参議院議員の選挙にあっては当該公職の候補者に係る供託物が第93条第1項の規定により国庫に帰属することとならない場合に限る」こととされているなど、条例は、法に則って規定がされているものである。

- (4) したがって、申出人が主張する申出の理由（要旨4(1)）を採用することはできない。

5 申出の理由（要旨4(2)）について

- (1) 申出人は、要旨4(2)において、選挙の期日が決定したときは、当委員会が全市民に対して立候補の呼びかけを行わなければならないが、それを怠ったと主張する。
- (2) 本件選挙においては、法第33条第5項で選挙の期日は、告示しなければならないと規定されているところ、当委員会は、規定に則って選挙の告示を行って公表しているものである、

また、本件選挙の期日を決定した平成25年9月2日には各報道機関に情報提供し広く報道されたほか、広報のべおか平成25年11月号では「立候補届出説明会の告知」を行っており、申出人が主張するように選挙及び立候補手続きに関する周知を怠った事実はない。

- (3) したがって、申出人が主張する申出の理由（要旨4(2)）を採用することはできない。

6 申出の理由（要旨4(3)から要旨7）について

- (1) 申出人は、要旨4(3)から要旨7までにおいて、法が憲法及び国際規約に反していること並びに選挙制度の問題点の指摘を行っている。
- (2) 「4 申出の理由（要旨3）について」で述べたとおり、選挙の無効の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。
- (3) そのため、要旨4(3)から要旨7までにおいて申出人が選挙無効原因として憲法及び法に対して主張する点は、申出人個人の一意見、考え方を述べているにすぎず、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合にあたらぬ。



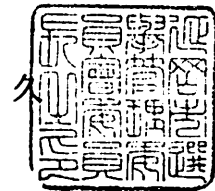
(4) したがって、申出人が主張する申出の理由（要旨4(3)から要旨7まで）を採用することはできない。

7 結論

以上のとおり、申出人の主張には、本件選挙を無効とする理由がないことから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第47条第2項の規定により、当委員会は主文のとおり決定する。

平成26年3月3日

延岡市選挙管理委員会
委員長 緒方 忠

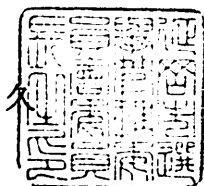


この決定に不服のある者は、その決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で宮崎県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。（公職選挙法第202条第2項）

上記決定書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

平成26年4月28日

延岡市選挙管理委員会
委員長 緒方 忠



延選第15号

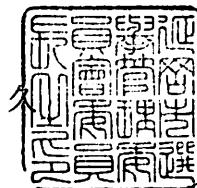
平成26年4月28日

宮崎県選挙管理委員会

委員長 後藤 仁 俊 様

延岡市選挙管理委員会

委員長 緒 方 忠



弁 明 書

平成26年3月23日付で審査申立人岩崎信（以下「申立人」という。）から提起された公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第202条第2項に基づく審査の申立てに関し、平成26年4月14日付420-1014で弁明を求められた事項について、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

申立人の主張には正当な理由がない。

2 弁明の理由

(1) 異議の申出に対する決定を行うに至った理由

まずはじめに、申立人からの当委員会への異議の申出に対し、当委員会が平成26年3月3日付で行った決定の理由について述べる。

第1に、申立人は、当委員会がポスターの掲示に関する便宜供与を怠ったと主張しているが、決定の理由のとおり、法第144条の2第10項の規定において準用する同条第5項後段が「市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。」と、また、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第111条の2が「市町村の選挙管理委員会は、ポスター掲示場の設置場所を表示した図面を交付し、ポスターのはりつけの請負のあつせんをし、又はポスター掲示場に掲示されたポスターが汚損し若しくは脱落している旨の通報をする等ポスターの掲示に関する便宜の供与に努めなければならない。」と規定していること

から、当委員会は、他の候補者と公平に「ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及び一覧表」を選挙期日の告示日の約1ヶ月前に当たる事前審査日（平成25年12月25日）に申立人に対して交付した。

また、後日求められた図面の電子データについても、提供に依っており、便宜供与を怠っているとの申立人の主張は当たらず、令第111条の2に違反するものではない。

第2に、申立人は、本件選挙運動用ビラへの証紙の貼り付け作業を求めたことを違法と主張しているが、決定の理由のとおり、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければビラを頒布することができないことは、法第142条第7項に規定されており、当委員会は、当該規定に則った手続を申立人に求めたものであって適法なものである。

第3に、申立人は、7日間という選挙期間は不当に短く法第33条の規定が憲法に違反していると主張しているが、選挙の無効の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られており、この場合において「選挙の規定に違反すること」については、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」するものと判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決。以下「昭和61年判決」という。）。

そのため、本件で申立人が選挙無効原因として法の規定が憲法違反であると主張する点は、当委員会が法の規定に則って行った今回の選挙の管理執行手続における明文の規定違反又は選挙の管理執行の手続上での選挙の自由公正の原則への著しい阻害があるものとは言えず、申立人個人の一意見であって選挙の無効の理由とはならないものである。

第4に、申立人は、延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成6年条例第26号。以下「選挙公営条例」という。）第2条、第6条及び第9条の規定について憲法第14条に違反するとしているが、選挙公営条例において公営を制限する規定は、法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項

の規定に基づき、国政選挙の場合と同様の制限をしたものであり、当委員会が選挙公営条例の規定に則って行った本件選挙の管理執行手続において、選挙の自由公正の原則への著しい阻害があるとは言えず、選挙の無効の理由とはならないものである。

第5に、申立人は、選挙の期日が決定したときに、当委員会が全市民に対して立候補の呼びかけを怠ったとしているが、当委員会は、法の規定に則って選挙の告示を行って公表するなど、市民への周知に努めており、立候補手続に関する事務を怠っているとは言えない。

第6に、申立人は、法が憲法及び国際規約に反していること並びに選挙制度の問題点の指摘を行っているが、前述のとおり、選挙の無効の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られるところ、申立人の主張は、選挙の無効の理由とはならないものである。

以上を踏まえ、昭和61年判決に照らすと、今回の選挙の管理執行手続においては、明文の規定違反又は選挙の管理執行の手続上での選挙の自由公正の原則への著しい阻害があるとは言えないので、申立人の異議は選挙の無効の理由とはならないと判断したものである。

(2) 新たに追記された理由についての見解

次に、申立人からの当委員会への異議では主張されなかった新たな主張についての当委員会の見解を述べる。

前述のとおり、選挙の無効の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られており、この場合において「選挙の規定に違反すること」については、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」するものと判示されている（昭和61年判決）。

今回の審査請求において、申出人から新たに理由として追記された事項に関しても、この判例の判断等を根拠として選挙の無効原因

に当たるか否かが判断されるべきと考えられるが、当委員会としては、次に述べるとおり、申立人の新たな主張についても選挙の無効の理由とはならないと考える。

ア ポスター掲示に関する主張について

申立人は、ポスターの掲示に関して、「場所を容易に特定できる図面、縮尺度の高い地図の交付を求めたが応じられなかった」、「ポスター貼り付け作業の請負の斡旋を求めたが、応じられなかった」、「ポスター掲示場設置場所一覧に番地が記載されていない」として便宜供与の不作为、不平等状態の放置があったと主張している。

しかし、「ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及び一覧表」については、各候補者が設置場所の確認を立候補の届出日の前に済ませ、ポスターの貼付がスムーズに行えるよう配慮して、立候補届出の約1ヶ月前に行われた事前審査日に各候補者に交付しており、候補者であった申立人に対しても、他の候補者と公平に、同じ内容の図面及び一覧表を平成25年12月25日の事前審査日に交付している。

その後、告示日である平成26年1月19日午後2時頃に、申立人が当委員会事務局を訪れ、交付済みの図面以外の尺度の高い地図の交付を求めたが、交付した「ポスター掲示場の設置場所を表示した図面」以上の尺度の図面を保有していないことから、その旨を説明したところ、それ以上の要求はなかった。

また、同日午後5時10分から行われた「投票用紙に印刷する候補者氏名の順序及び期日前投票所に掲示する候補者氏名等の順序を定めるくじ」の手続のために申立人が来局した際に、「詳細な図面はないのか」との質問が再度なされたが、対応した神崎選挙管理委員会事務局長補佐兼選挙係長から各候補者に交付できる図面は、他には現時点では保有していない旨の説明を行った。

これまでの選挙においても、現職、新人の候補者ともに、同じ内容の図面及び一覧表を交付しており、その際にポスター掲示が支障なく行われており、また「ポスター掲示場が特定できない。」といった問い合わせも無かったことから、申立人が主張するような縮尺度の高い地図の交付がされなかったことをもって、法第144条第5号及び令第112条の2に規定する便宜供与を怠る事実があったとは言えない。

なお、申立人から「ポスター貼りを請け負う者がいるのか。」との質問をされた事実はあるものの、当委員会としてポスター貼付を業とする者の情報を持ち合わせていなかったため、それらの請負業者の情報を提供することができないことを説明したところ、申立人からは異議申出書の提出まで、あっせんに関する要請は無かった。

また、そもそもポスター掲示場の設置場所を表示した図面及び一覧表については、事前審査日である平成25年12月25日に申立人に交付し、ポスター設置場所を事前に確認できる機会を設けており、当委員会の行為に選挙の管理執行手続における明文の規定違反又は選挙の管理執行の手続上での選挙の自由公正の原則への著しい阻害はなかったものである。

よって、この申立人の主張は選挙無効の理由とはならない。

イ 個人演説会が開催することができる公営施設である「北方文化センター」の使用について

申立人は、北方文化センターを個人演説会の会場として使用できないと一旦通知したことを、特定の候補者に対する不利益供与の行為と主張している。

この北方文化センターのホール（以下「ホール」という。）の使用については、申立人からの当初申出があった平成26年1月19日の判断では、北方地区の期日前投票所が北方文化センター内にあり、期日前投票所の部屋の入口と個人演説会の会場となるホールの入口が同じフロア内であったことから、個人演説会の開催そのものが期日前投票に影響を及ぼすことを懸念し、個人演説会の会場としては使用できないと判断して、申立人に対し連絡を一旦行った。しかし、再検討した結果、公営施設内に設置した期日前投票所の部屋の入口と同一施設内の個人演説会の会場の入口が同じフロア内であることが、個人演説会の会場として使用すること妨げる理由にはならないことから、申出があった当日に、申立人に対してホールの使用が可能であることの連絡を入れ、あわせて個人演説会の申出書を受理したものである。

なお、申立人は、平成26年1月21日に個人演説会を行っている。

このことは、使用不能の判断が是正され、申請どおりに使用できたことを示しており、「特定の候補者に対する不利益供与の行為」には当たらない。

ウ 選挙公報について

申立人は、選挙公報において、候補者の掲載枠が著しく小さいのは不当であり、また「余白がある場合は」他の事項を掲載することができるとする規定で、余白として他の事項を掲載した部分が候補者の掲載枠よりも5倍も大きいことは選挙公報発行の本来の目的に違反すると主張している。

本市選挙における選挙公報の規格及び様式は、延岡市選挙公報の発行に関する規程（昭和30年選挙管理委員会規程第1号。以下「選挙公報規程」という。）第9条第1項の規定により、当委員会が選挙の都度定めるとされており、本件選挙の選挙公報の規格及び様式は、平成25年11月20日開催の選挙管理委員会において決定をしたが、その選挙公報の大きさは新聞紙ブランケット版（406×545mm）とし、候補者一人あたりの掲載枠は1ページの8分の1内に収まる150×110mmとしたものである。

申立人は、掲載枠の大きさを他の自治体の市長選挙の選挙公報と比較をして著しく小さいと評しているが、これは申立人の一意見に過ぎず、今回の選挙公報については、延岡市選挙公報の発行に関する条例（平成18年条例第109号）及び選挙公報規程により定められた方法で発行している適法なものである。

エ 集計記録について

申立人は、記名式投票と記号式投票の別々の集計結果を記録しなかったことは、公正性検証可能化義務違反であると主張している。

本件選挙は、法、記号式投票に関する条例（昭和45年条例第6号）及び記号式投票に関する規程（昭和45年選挙管理委員会告示第17号）に基づいて、期日前投票、不在者投票及び点字投票を除いた選挙人が、自ら投票所において、投票用紙に印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの1人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法である記号式投票により執行したものである。

最終的な選挙の結果をまとめる選挙録に各候補者の得票数を記号式投票と記名式投票に区分する必要がないことから、開票集計作業においては、それらに区分した投票の集計や、候補者別の記号式投票と記名式投票に区分した投票の集計は行ってお

らず、そのため、申立人が主張している記名式投票の集計結果（候補者別の得票数）と記号式投票の集計結果（候補者別の得票数）について、当委員会はその数の集計を行っていないものである。

オ 情報公開について

平成26年2月11日、申出人は、当委員会に対して、延岡市情報公開条例（平成11年条例第25号。以下「情報公開条例」という。）の規定により、本件選挙に関する文書の情報公開を求めたが、本件申立までに開示されていない状態は、信義則に反し、本件選挙の隠微を疑わせざるをえない事態であると主張しているが、情報公開条例の手續と選挙の手續とは、関係がないものであって、これは選挙の無効の理由とはならないものである。

なお、この情報公開請求に関しては、申立人が当委員会に対し、情報開示を求めた文書は、その量が多く、かつ、文書の大部分に選挙人の氏名等の個人情報が多く記録されており、不開示情報該当性の審査及び不開示部分を確定する作業に時間を要することから、情報公開条例第10条第1項に規定する開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行うことができないと判断したため、同条第2項の規定により開示決定等の期間を平成26年3月28日まで延長する決定を行ったうえで、その期間内に開示決定等を行ったものである。

カ その余の主張について

申立人のその余の主張については、申立人個人の一意見であって、前述の昭和61年判決等に照らして、これらが選挙の無効の理由とならないことは明らかである。

以上のとおり、申出人から審査請求から新たに理由として追記された事項についても、選挙の無効の判断には影響がないものであって、これは選挙の無効とはならない。

3 結論

したがって、当委員会は、弁明の趣旨のとおり判断を求めらるものである。

以上

延選第40号

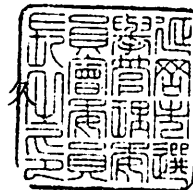
平成26年5月28日

宮崎県選挙管理委員会

委員長 後藤 仁 俊 様

延岡市選挙管理委員会

委員長 緒方 忠



再 弁 明 書

平成26年3月23日付で審査申立人岩崎信（以下「申立人」という。）から提起された公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第202条第2項に基づく審査の申立てに関して、平成26年5月13日付で申立人から提出された反論書に対し、次のとおり再弁明します。

1 再弁明の趣旨

当委員会が行った平成26年1月26日執行の延岡市長選挙（以下「本件選挙」という。）の管理執行の手続は、申立人の主張する本件選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反するものではなく、選挙の無効の理由にはあたらない。

2 再弁明の理由

- (1) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第111条の2の規定に違反しているとの反論について

申立人は、反論書において「尺度の高い地図の交付に応じなかったこと」、「ポスターのはりつけの請負をあっせんしなかったこと」をもって、規定に違反していると主張しているが、平成26年4月28日付延選第15号の弁明書（以下「弁明書」という。）に記載するとおり、当委員会がポスターの掲示に関する便宜供与を

怠ったとする事実はない。

よって、令第111条の2の規定に違反するものではない。なお、弁明書4頁34行目「令第112条の2」は「令第111条の2」と訂正する。

- (2) 公職選挙法等執行規程（昭和30年選挙管理委員会規程第1号。以下「執行規程」という。）第7条の規定に違反しているとの反論について

申立人は、反論書において、北方文化センターは個人演説会の会場として使用できないとの連絡を当委員会が口頭で行ったことをもって、執行規程第7条「令第114条の規定による演説会開催不能の通知は、別記第3号様式によるものとする。」の規定に違反していると主張している。

しかし、口頭で説明を行ったのは、郵送による演説会開催不能の通知が到達まで時間を要するため、候補者に配慮し、直ちに電話での連絡を行ったものである。

この点については、弁明書に記載しているとおり、申立人からの意見を踏まえ、通知書の送付前に検討を行い、会場の使用が可能であることを伝えたため、結果として不能の通知を行うことがなかったのである。

よって、執行規程第7条の規定に違反するものではない。

- (3) 延岡市選挙公報の発行に関する規程（平成19年選挙管理委員会告示第64号。以下「公報規程」という。）第9条第1項及び同条第3項の規定に違反しているとの反論について

申立人は、反論書において、11月20日開催の選挙管理委員会議事録に、本件選挙の選挙公報の規格及び様式を決定した旨の記載がないことをもって、公報規程第9条第1項に違反していると主張している。

弁明書に記載しているとおり、本件選挙の選挙公報の規格及び様式は、平成25年11月20日開催の選挙管理委員会において決定しているが、この決定にあたっては、事務局から、従前の選挙と同じ規格

及び様式により本件選挙の選挙公報を発行する案を説明し、選挙管理委員会において、その内容で本件選挙の選挙公報を発行することを決定したものである。

よって、公報規程第9条第1項の規定に違反するものではない。

- (4) 延岡市情報公開条例（平成11年条例第25号。以下「情報公開条例」という。）第10条第1項及び第2項の規定に違反しているとの反論について

申立人は、平成26年2月11日に申立人が求めた情報公開条例に基づく、本件選挙に関する文書の情報公開に際し、当委員会が開示決定期限の延長を行ったことについて、情報公開条例第10条第1項及び第2項に違反していると主張しているが、弁明書で述べたとおり、情報公開条例の手續と本件選挙の手續とは、関係がないため、これをもって、選挙の無効の理由とはならないものである。

なお、当委員会は、情報公開条例第10条第2項の規定に基づいて、正当な理由があったために開示決定期限の延長を行っているもので、情報公開条例第10条第1項及び第2項に違反するものではない。

- (5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第192条第4項に違反しているとの反論について

申立人は、平成26年2月11日に本件選挙に関する収支報告書の閲覧を請求したが、すぐに閲覧できず、閲覧できたのが同年3月19日であったことを法第192条第4項の規定に違反していると主張しているが、そもそも収支報告書の閲覧手續と本件選挙の手續とは、関係がないため、これをもって、選挙の無効の理由とはならないものである。

なお、申立人が同年2月11日に行ったのは、前段の情報公開条例に基づく、本件選挙に関する文書の開示請求であって、収支報告書の閲覧請求については、申立人は、同年3月18日に請求を行い、同年3月19日に閲覧しており、法第192条第4項の規定に違反するものではない。

(6) 法第9条第2項に違反しているとの反論について

申立人は、期日前投票及び不在者投票に関して、選挙人が延岡市に住民登録されており、選挙人名簿にも登録されているにもかかわらず、宣誓書で「学業」を理由として選択すると、延岡市外の学校に通っているというだけで、投票が拒否されていることは、法第9条第2項に違反していると主張しているが、本件選挙においては、期日前投票及び不在者投票において学生の住所地に関する取り扱いにより、投票を拒否した事例はなく、本件選挙の無効の理由とはならない。

(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に違反しているとの反論について

申立人は、投票所の開閉時刻の変更は地方自治法第14条第2項により、条例によらなければならないにもかかわらず、恣意的に投票時間が短縮され、違法であると主張しているが、投票所の開閉時刻については、法第40条第1項ただし書の「市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。」との規定に基づいて、投票所を閉じる時刻の繰り上げを行っているところである。



3 結論

したがって、当委員会は、再弁明の趣旨のとおりの判断を求めるものである。

以上